

## 選定物件

ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への記載に向けて、今年度提案することが適当と思われる案件として、「伝統建築<sup>こうしょう</sup>工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を選定する。

## 選定理由

文化審議会としては、ユネスコに提案したものの未審査のままの案件（Pending files）5件（綾子踊<sup>あやこおどり</sup>、諸鈍芝居<sup>しよどんしばや</sup>、多良間の豊年祭<sup>たらま ほうねんさい</sup>、建造物修理・木工、木造彫刻修理）について、これまでの方針に基づきグルーピングを行った上で、優先的に提案することとしていた。

そのため、今年度はこれら5件のグルーピングについて、審議を重ねてきた。審査制限による2年に1度の機会を着実に捉えるためには、登録基準となる5つの要件、すなわち、①条約第2条の「無形文化遺産」の定義に沿っていること、②文化の多様性を反映し、人類の創造性の証明に貢献すること、③保護措置が図られていること、④関係コミュニティの同意があること、⑤国内の目録に含まれていること、を全て満たす必要がある。

これらを総合的に勘案した結果、今年度の選定候補については、現時点で最も準備が整っていると判断される「建造物修理・木工」を中心にグルーピングした「伝統建築<sup>こうしょう</sup>工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を選定することとした。